

# 一般社団法人 パーラメンタリーディベート人財育成協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 パーラメンタリーディベート人財育成協会（英文名 Parliamentary Debate Personnel Development Association (PDA)）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、パーラメンタリーディベートを通じ、英語での発信力、論理的思考力、幅広い知識、プレゼンテーション力、コミュニケーション力など複数のスキルを育み、グローバル社会で貢献できる人財の育成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) パーラメンタリーディベートの普及、振興ならびに政策提言
- (2) パーラメンタリーディベートの大会、講習会、研究会などの開催
- (3) パーラメンタリーディベートに関する調査及び研究
- (4) パーラメンタリーディベートに関する能力認定
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 社員会員：当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員：当法人が行う事業に参加するために入会した者
- (3) 賛助会員：当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、当法人に届け出ることにより退会することができる。

(除名)

第 9 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 2 年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

### 第 3 章 社員総会

(開催)

第 11 条 定時社員総会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員会員に対して発する。

(決議の方法)

第 13 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員会員が出席し、出席した当該社員会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 14 条 社員会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役員

(役員)

第 17 条 当法人に、理事 2 名以上 5 名以内を置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 18 条 理事は、社員総会の決議によって社員会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 22 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第 5 章 計算

(事業年度)

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第 6 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 25 条 この定款は、社員総会における総社員会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 26 条 当法人は、社員総会における、総社員会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 27 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人の意志を引き継ぐ事業を目的とする他の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。